

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染

及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（環境省）

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正関係

- 1 産業廃棄物である「ガラスくず及び陶磁器くず」に「コンクリートくず」を追加し、当該産業廃棄物の範囲を明確化することとしている。（第二条関係）
- 2 浄化槽にかかる汚泥はし尿であって、硫酸第一鉄若しくは塩化第二鉄を0.1パーセント以上混入し、又は粉碎した物について、海洋投入処分を行うことができる一般廃棄物から削除することとしている。（第三条関係）
- 3 事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際に作成する委託契約書等を一定期間保存することを委託基準として追加することとしている。（第六条関係）

二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正関係

所要の規定の整備を行うこととしている。

三 この政令は、平成十四年二月一日から施行することとしている。

○政令第二号（平成十四年一月十七日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項第一号、第六条の二第二項、第十二条第四項、第十四条第十項ただし書及び第十四条の四第十項ただし書並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「ガラスくず」の下に「、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）」を加える。

第三条第四号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(4)中「(3)(ニ)」を「(2)(ニ)」に改め、同号イ(4)を同号イ(3)とし、同条第五号中「(4)」を「(3)」に改める。

第六条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

第六条の十二第三号及び第六条の十五第二号中「第三号まで」を「第四号まで」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第三条第四号イ(4)」を「第三条第四号イ(3)」に改める。

別表第三第二号上欄中「第三条第四号イ(4)」を「第三条第四号イ(3)」に改め、同表第二号上欄中「第三条第四号イ(1)及び(3)」を「第三条第四号イ(1)及び(2)」に改め、同表第三号上欄中「、同号イ(3)に掲げる廃棄物」を削る。

別表第四第一号上欄中「第三条第四号イ(2)(ハ)」を「第三条第四号イ(2)(ハ)」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ(2)に掲げる一般廃棄物の海洋投入処分を行っている者に係る同条第四号イ(2)に掲げる一般廃棄物の海洋投入処分については、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第一号（平成十四年一月十七日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項第十四号中「、損益計算書、」を「及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における」に改め、同項第十五号中「五年」を「三年」に改める。

第六条の五第三号中「、第九号から第十三号まで及び第十五号」を「、第十号から第十四号まで及び第十六号」に改める。

第六条の六第一号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第八条の四の六を第八条の四の七とし、第八条の四の五を第八条の四の六とし、第八条の四の四を第八条の四の五とする。

第八条の四の三中「第六条の二第四号」を「第六条の二第五号」に改め、同条を第八条の四の四とし、第八条の四の二の次に次の一条を加える。

（委託契約書の保存期間）

第八条の四の三 令六条の二第四号（令六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める期間は、五年とする。

第八条の十六の三の次に次の一条を加える。

（特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間）

第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第

六条の六第二号及び令六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令六条の二第四号の環境省令で定める期間について準用する。

第九条に次の一号を加える。

十一 法第十九条の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集又は運搬を行う者

第十条の三に次の一号を加える。

八 法第十九条の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの処分を行う者

第十条の十一に次の一号を加える。

五 法第十九条の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの収集又は運搬を行う者

第十条の十五に次の一号を加える。

三 法第十九条の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの処分を行う者

様式第二号の二中「第八条の四の四関係」を「第八条の四の五関係」に改める。

様式第二号の三中「第八条の四の五関係」を「第八条の四の六関係」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の四の三及び第八条の十六の四の規定については、平成十四年二月一日から施行する。